

吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例及び 吹田市外部監査契約に基づく監査に関する規則の骨子案

1 趣旨

外部監査制度は、地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、従来からの監査委員の機能と併せて、外部の専門家による監査を実施するものです。外部監査のうち、包括外部監査は、都道府県、指定都市、中核市に義務付けられており、個別外部監査は、条例で定めることで導入することができます。

本市においては、令和2年4月1日に予定している中核市移行に伴い、包括外部監査及び個別外部監査を導入するものです。

本条例及び規則は、これに必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

2 条例及び規則の概要

(1) 吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例

ア 包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次のものについて、包括外部監査契約に基づく監査ができることとします。(地方自治法第252条の37)

- (ア) 本市が補助金等の財政的援助を与えているもの
- (イ) 本市が資本金や基本金等の4分の1以上を出資しているもの
- (ウ) 本市が借入金の元本又は利子を保証しているもの
- (エ) 本市が受益権を有する不動産の信託の受託者
- (オ) 指定管理者

イ 住民、議会又は市長は、次の監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査人による監査を求めることができることとします。(地方自治法第252条の39~43)

- (ア) 住民が請求する事務の執行に関する監査
- (イ) 議会が請求する監査
- (ウ) 市長が要求する事務の執行に関する監査
- (エ) 市長が要求する財政的援助を与えているもの等に関する監査
- (オ) 住民監査請求に基づく監査

(2) 吹田市外部監査契約に基づく監査に関する規則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを一般の閲覧に供する期間は、外部監査契約を締結した翌日から契約期間が満了する日までとします。

3 施行予定日

令和2年(2020年)4月1日

ただし、包括外部監査契約に関する手続については、公布の日から施行します。